

受入施設内の車両等通行ルール

- 1 受入施設内の車両は、信号灯（パトライト）の表示に従って走行（作業）してください。
- 2 荷降ろしする場所は、照射する 2 本の側線（緑色レーザー光）の間です。壁側から詰めて降ろしてください。
- 3 廃棄物搬入車両は、運転者自身で安全を確認して荷降ろしする場所まで徐行して進んでください。
- 4 荷降ろしする場所にバックする際の停止の指示や、緊急の場合には、警笛や放送を鳴らしますので、窓を少し開けるなどの配慮をお願いします。
- 5 荷降ろし場所では、搬入車両の走行が優先です。搬入車両がバックしている間は、ホイールローダーは作業禁止です。
- 6 信号灯の表示は次のとおり。

		搬入車両	ホイールローダー	
赤		×	×	全車両走行禁止、緊急停止
黄		○	○	搬入車両は注意して走行して下さい (前進のみ) ※ ホイールローダーが掻き寄せ、積み出しの作業を並行して行います
緑		◎	×	搬入車両のみ走行可能 (バック、前進) ホイールローダーは荷降ろし場での作業禁止
消灯		×	◎	搬入車両は走行禁止 ホイールローダーは作業可能